

介護を必要とする方が、適切なサービスを受け、ご自宅での日常生活が送れるよう、ケアマネジャーが利用者様（要介護者）やご家族と相談のうえ、心身の状態や希望を十分に考慮しサービス計画（ケアプラン）を作成し、介護サービス利用のため、事業者や関係機関との連絡・調整を行う事業所です。  
そのほか、認定申請の代行や要介護認定のための認定調査等も行います。

介護保険のご利用にあたって様々なご相談に応じます。

#### ■契約・アセスメント

ケアマネジャーがご自宅・病院等、利用者様・ご家族様を訪問し、利用者様の状況、性格、ご家族の状況、お困りのことなどをうかがいます。

#### ■居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、どのような介護サービスをいつ、どれくらい利用するのが良いか、お客様にとって最適・最善のケアプランを作成します。様々なサービス事業者と連絡調整を行い、公正中立の立場で情報提供などを行います

- 自宅で受けるサービス・・・訪問介護（ホームヘルパー）、訪問入浴、訪問看護  
訪問リハビリ
- 通所により受けるサービス・・・通所介護（デイサービス）、通所リハビリ  
テーション（デイケア）
- 短期入所により受けるサービス・・・短期入所生活介護、期入所療養介護

（ショートステイ）

- 介護用具の購入補助や貸与、住宅改修

#### ■経過観察（定期的なモニタリング）

サービス開始後も、ケアマネジャーが月に1回以上は、利用者様・ご家族のご自宅を訪問し、サービスの実施状況の把握、健康状態の変化や、新たな要望がないかなどの確認し、利用者様に適したサービスを継続的に利用できるように支援します。  
また、ご利用者様の状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応を行います。

#### ■居宅介護支援（ケアマネジャー）の利用料

居宅介護支援（ケアマネジャー）の利用料は、全額が介護保険で賄われています。  
ご利用者様の負担は一切ありません。

#### ■介護保険に関する各種申請代行

利用者様の要介護認定の更新申請や状態が変化した場合の区分変更（要介護認定区分）、その他介護保険に関わる申請を利用者様に代わって行います。